

畜 第 787 号
令和 4 年 1 月 5 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合組合長理事
岩手県動物薬品器材協会会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

様

岩手県知事 達増 拓也



家畜伝染病のまん延防止のためのふ化させることを禁止する卵の生産
区域の指定の廃止について

高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和 38 年 10 月 4 日規則第 45 号）第 9 条の規定に基づき指定したふ化させることを禁止する卵の生産区域の廃止について、別紙のとおり告示しましたので、お知らせします。

【農林水産部畜産課 佐藤裕夫（電話 019-629-5729）】



岩手県告示第3号

家畜伝染病のまん延防止のためのふ化させることを禁止する卵の生産区域の指定（令和3年岩手県告示第823号の3）は、廃止する。

令和4年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也